NOVEMBER 2026

ClientEarth

国家には気候変動適応策を加速させる法的義務があります

COP31 ブリーフィング



Climate action through the law

国家には気候変動適応策を加速させる法的義務があります

気候災害の時代における適応の必要性

世界は今や、気候災害という新たな時代に入りました。世界各地で、人々が深刻さを増す洪水、干ばつ、極端な高温、山火事、海面上昇、生態系の劣化に見舞われています。過去の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が回避しようとしてきた最悪のシナリオの多くが、すでに現実のものとなっています。排出削減による緩和は依然として重要ですが、もはや避けられない事態を生き抜くために、これまで以上に急いで、適応へと軸足を移さなければなりません。

例えば、今年の歴史的なエルニーニョ現象は、記憶にある限り最も強大なものになると予想されており、何百万人もの命と暮らしが危険にさらされています。エルニーニョは自然現象ですが、気候変動がその勢力を強めています。米国の研究機関であるClimate Impact Labは、エルニーニョ現象の最初の9カ月間（2026年6月～2027年2月）に、平年と比べ、熱関連死が45万1,000人増加すると予測しています。

気候変動適応策を講じなければ、世界のインフラ、企業活動、農業、サプライチェーン、医療・社会福祉・救急サービスは、ますます大きな負荷にさらされ、機能不全に陥るおそれがあります。都市や町を将来の気候に合わせてつくり変えることから、豪雨、熱波、山火事に備えた早期警報システムの導入まで、適応にはさまざまな形があります。

国家には気候変動適応策に取り組む法的義務があります

国家には、その管轄下にある人々を、予見可能な気候変動の被害から守る法的義務があります。ここでいう被害には、洪水、山火事、干ばつ、高潮、熱波などの極端な気象現象による被害も含まれます。

慣習国際法と、気候変動に関する国際連合枠組条約（国連気候変動枠組条約：UNFCCC）やパリ協定などの気候変動関連条約は、いずれも、利用可能な最良の科学に沿って国内で適応措置を講じることを、拘束力のある義務として国家に課しています。国際人権法もまた、気候変動による人々への被害を防止または軽減するため、国家が適時かつ適切な適応措置を講じなければならないことを明確にしています。これを怠れば、国際人権法の違反にあたる可能性があります。国連自由権規約委員会は、「ビリーほか対オーストラリア事件」において、「（通報者らの）住居、私生活及び家族を保護するための適切な適応措置」を講じなかったとして、国による人権法違反を初めて認定しました。

適応策の不備によって実際に被害を受けたとして、権利を根拠に国内外の機関へ訴え出るケースが増えています。こうした訴えは、被害の救済と説明責任を求めるものです。

適応に資金を提供する法的義務

気候変動に適応する義務はすべての国に課されていますが、適応能力には差があります。気候変動の影響に最もさらされている国の多くは、気候変動の原因にほとんど寄与してこなかった国でもあります。こうした国の多くは、国別適応計画（NAP）や適応措置を整備するうえで、財政面・制度面の大きな制約に直面しています。しかし、こうした計画や措置を実行するには、先の見通しが立ち、途切れることがなく、利用しやすい資金が欠かせません。

国際司法裁判所（ICJ）は、2025年の気候変動に関する勧告的意見において、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）と、その後の気候変動関連条約（例えばパリ協定第9条を参照）に基づき、高所得国には、「**気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国*が、その悪影響に適応するための費用の負担を支援する**」法的拘束力のある義務があることを確認しました。さらに、ICJは、この画期的な判断において、締約国は「**気候変動の悪影響及び／又は対応措置の実施による影響から生ずる開発途上締約国の個別のニーズ及び懸念に対処するための、資金供与、保険及び技術移転に関する**」措置などの必要な行動について、十分な考慮を行わなければならないことも確認しました。

この支援は、1.5℃目標の達成に見合う規模でなければなりません。また、グローバル・ノース諸国は、今後どの程度の気候ファイナンスを提供する見込みなのかを示さなければなりません。

気候ファイナンスは、適応策の実施を支えるものでなければなりません。コミュニティには、脆弱性を低減し、レジリエンス（強靭性）を高めることのできる具体的な保護措置が必要です。したがって、実効性のある資金供与の仕組みは、資金が確実に届くこと、利用しやすいこと、支援が長く続くことに重点を置くべきです。気候変動適応ファイナンスは、より広い気候ガバナンスの枠組みの中で、中心的な役割を担わなければなりません。この枠組みには、あらゆる公的・民間の資金源から、気候行動のための「途上国」向け資金を2035年までに少なくとも年間1.3兆米ドルに拡大するという、COPの優先課題も含まれます。

気候変動適応に関する法整備の世界的な発展

最近の研究によると、35カ国で900を超える気候変動適応に関する法律・政策が採択されており、そのうち75%が2015年のパリ協定以降に採択されたものです。

ただし、この研究は、国別適応計画を策定し、リスク・脆弱性評価を実施するという明確な法的義務があるにもかかわらず、評価対象国のおよそ3分の2で「法令遵守、定期的な更新、進捗状況に関する透明性」が欠けていることも明らかにしています。

クライアントアース（ClientEarth）は、法が実効的な適応を実現するための強力な手段になり得ると考えています。ただし、そのためには、法的枠組みが明確かつ包括的であり、徹底的かつ衡平に、そして普遍的に適用・実施されなければなりません。現状では、適切な適応政策、計画、予算を定めた、適応に関する明確で包括的な法的枠組みを持つ国は、ごくわずかです。適応策の枠組みが大規模に実現していない大きな理由の一つは、国レベルでの包括的な適応政策の枠組みがないことです。

政府にとっては、適応政策のニーズ評価や費用見積りを実施すること自体が課題となる場合も少なくありません。この点で注目されるのが、グランサム研究所が「気候行動のための財務大臣連合（CFMCA）」のために2025年に実施した、59カ国の財務大臣（先進国26カ国、新興市場国・「途上国」33カ国）を対象とする調査です。この調査によると、適応政策に充てている公的支出と、必要な資金額を報告できた財務省は、わずか4分の1にとどまりました。適応計画を、費用を

*本書では、UNFCCC、パリ協定、ICJの勧告的意見で用いられている呼称に合わせて、これらの語を使用しています。

見積もり、十分な財源を確保したうえで実行に移すには財務情報が欠かせませんが、その情報が不足していることが浮き彫りになりました。

国連気候変動枠組条約第31回締約国会議（COP31）は、適応の法的側面について、政治的な理解をいっそう深める場とならなければなりません。適応は、いまだに政策目標の一つとして語られがちです。しかし実際には、気候変動に関する国際法および国際人権法に基づく、法的拘束力のある義務なのです。

私たちの要望

権利に基づく適応アプローチの強化と拡大：各国政府は、健全な環境を享受する権利を守り、気候変動の影響を最も受けやすい人々を保護する、権利に基づく適応の枠組みを採択し、実施すべきです。適応策の計画と実施は、参加型かつ地域主導で、リスクにさらされている人々や社会的に弱い立場に置かれた人々のニーズに応えるものでなければなりません。気候ファイナンスは、コミュニティ、インフラ、生態系を守るレジリエンス強化策を優先すべきです。



気候変動の影響から人々を守る法的義務：権利に基づくアプローチの実践

適応が人権上の義務であることは、国連自由権規約委員会、欧州人権裁判所、国際司法裁判所（ICJ）、米州人権裁判所（IACtHR）などによって認められてきました。国連総会は、2026年5月、賛成141、反対8で、上述のICJの判断を実行に移すことを決議しました。あわせて、適応に関するものを含む法的義務を遵守するよう国家に求め、遵守をどのように促進できるかについて報告するよう国連事務総長に要請しました。

ICJは、法的拘束力のある具体的な適応義務が、パリ協定第7条9項から生じることを確認しました。同項は、「各締約国は、適当な場合には、適応に関する計画の作成の過程及び行動の実施（関連の計画、政策又は貢献の作成又は強化を含む）に関与する」と定めています。こうした行動には、例えば次のようなものがあります。

> 「適応に関する行動、取組又は努力の実施（第7条9項(a)）、国の適応に関する計画の策定及び実施（第7条9項(b)）、優先的な行動を国が決定して策定するための、影響を受けやすい人々、場所及び生態系を考慮に入れた、気候変動の影響及び脆弱性の評価（第7条9項(c)）、適応に関する計画、政策、プログラム及び行動のモニタリング、評価及びそれらからの学習（第7条9項(d)）、並びに経済の多角化や天然資源の持続可能な管理などを通じた、社会経済システム及び生態系に関するレジリエンスの構築（第7条9項(e)）」[1]

ICJはさらに、締約国の適応義務の履行は、相当の注意の基準に照らして評価されるとしたうえで、パリ協定の締約国は次のことを行わなければならないと述べました。

> 「『適応能力を向上させ、レジリエンスを強化し、及び気候変動に対する脆弱性を減少させる』（第7条1項）ことができる適切な措置（第7条9項に例示されている）を講じること。この点について締約国は、前記の目的を達成するため、利用可能な最良の科学に沿って、最善の努力を尽くさなければならない。これに関連して、当裁判所は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2023年に、適応は気候変動への対応における特に差し迫った課題であること、また、生態系の回復、早期警報システムの整備、レジリエンスを高めるインフラなど、一定の文脈において気候リスクの低減に有効な適応の選択肢が存在することを指摘したことに留意する（IPCC第6次評価報告書『気候変動2023：統合報告書』55〜56頁、2.2.3節を参照）。これらの選択肢に加え、環境再生型農業、作物の多様化、建築物の耐候性強化、山火事リスクを低減するための土地管理といった選択肢も、締約国が適切な措置を講じ、最善の努力を尽くして実施する場合には、当裁判所の見解では、パリ協定第7条9項に基づく締約国の適応義務を満たし得る」[2]

1 https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/187/187-20250723-adv-01-00-en.pdf
2 https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/187/187-20250723-adv-01-00-en.pdf

COP31にとって、その意味するところは明らかです。**適応を、排出削減や気温上昇を1.5℃に抑える取り組みをめぐる交渉の、あってもなくてもよい「付け足し」として扱うことはできません。**適応は、法的拘束力のある義務だというだけではありません。10年以上前から警告されてきた気候変動の影響の多くが、いま現実に起きているのです。

国際人権法は、国別適応計画において、策定・実施の段階から、それを支えるガバナンスや公的財政の枠組みに至るまで、人権を中心に据えることを求めています。

米州人権裁判所（IACtHR）は、人権全般について、また生命、健康、心身の不可侵性に対する権利について、国家が負う適応義務を明確に示してきました。以下のIACtHRの判断は、人権に基づく適応アプローチがどのようなものであるべきかについて、有益な示唆を与えています。

すべての実体的権利に適用される一般的な適応義務

- 国家は、国別適応目標・計画の改訂版を策定する際、影響・脆弱性・リスクの評価を実施し、人々や生態系に対するリスクに関する包括的な情報を収集しなければなりません。この評価では、気候リスクが、リスクにさらされている人々や社会的に弱い立場に置かれた人々にどのように影響するかを分析しなければなりません。評価の結果は、国別適応計画の設計と実施に反映させなければなりません。
- 国別適応計画は、あらゆるレベルの政府（地方、地域、国）における計画プロセスに基づき、実施に必要な財政的・技術的ニーズを反映したものでなければなりません。影響・脆弱性・リスクの評価に沿って、影響を受けやすいコミュニティや生態系をどう保護する必要があるかも、計画の策定にあたって考慮しなければなりません。
- 国別適応計画と適応措置は、短期、中期、長期にわたる測定可能な成果（実施スケジュール、目標、指標、期限など）を定め、差し迫ったニーズと、脆弱性の根底にある長期的・構造的な原因の両方に対処しなければなりません。実施の進捗状況は、公表されなければなりません。
- 適応計画を実施するにあたり、国家は「可能な限りすべての資源」を配分しなければならず、その過程では常に人権が尊重されていなければなりません。
- モニタリング・評価・学習の仕組みを整備し、必要とされる財政的・制度的ニーズを支える必要があります。差別禁止の保障に沿って、これらの仕組みでは、気候リスクと適応措置が社会の各層に及ぼす影響の違いも評価しなければなりません。

生命、心身の不可侵性、健康に関する権利に特有の適応義務

同裁判所は、熱波、干ばつ、洪水の影響を強調したうえで、国家に次のことを求めています。

- 飲用、衛生、作物の灌漑のための十分な水の供給を確保すること
- 最も大きな影響を受けているグループや生態系に関する情報を、定期的に更新すること
- 人々や生態系が回復できるような形で、自国の戦略を設計・実施すること
- 干ばつの緩和や洪水防御にとって特に重要な生態系を保護する仕組みを整備すること
- 海面上昇や降雨の増加による洪水を防ぐために不可欠なインフラを整備すること

これらの権利に対する気候変動の影響をさらに防止・軽減するため、同裁判所は次の点の重要性を強調しています。

- 国の保健医療制度のレジリエンスを高めること
- 災害リスク管理を、さまざまなレベルの医療、特に地域レベルの医療に統合すること
- 気候災害に対するインフラのレジリエンスを向上させるための戦略とアプローチを策定すること
- 気候災害の影響を受けた人々やコミュニティに対して「無償で、利用しやすく、受け入れ可能で、質の高い医療」を確保すること
- 熱ストレスなど、気候変動による健康への影響を見極めて治療できるよう、医療従事者向けの研修を企画・実施すること
- 気候変動によって悪化する疾患に対する予防保健プログラムを強化すること



実例：ウガンダの地すべり訴訟

適応と人権の関係は、ますます重要になっています。気候変動の影響は、生命、健康、住居、食料安全保障、水へのアクセス、平等への権利のほか、文化的権利、健全な環境を享受する権利など、保護されている幅広い権利に及びます。適応が失敗したり、手遅れになったりすれば、これらの基本的権利の侵害となる可能性があります。

クライアントアースは、ウガンダでの適応の取り組みを支援しています。同国では、気候変動の影響が強まるなか、エルゴン山地域では極端な豪雨の頻度と激しさがともに増し、地すべりのリスクが高まっています。ウガンダ政府は、2007年の自国の国別適応計画でこの問題を認識し、高まる脅威に対処するため、2011年に、地すべりの危険性が高い地域の住民を対象とする具体的な移住計画を策定しました。しかし、計画はほとんど進んでおらず、これまでに移住できたのはごく一部の人々にとどまっています。

2019年12月、壊滅的な地すべりが発生し、この地域に暮らしていた子ども33人と大人20人が亡くなりました。41人の住まいが失われ、生計の糧だった家畜、農地、作物の大半も破壊されました。

生存者たちは2020年に訴訟を起こしました。政府がブドゥダで実効性のある災害管理体制を整えなかったことは、ウガンダ憲法が保障する生命に対する権利などの基本的権利の侵害にあたると主張しています。コミュニティは、高リスク地域に緊急時の体制（地域住民が話す言語による早期警報システムなど）を整備することと、家族や生計を失った人々が金銭的な補償とその他の政府の支援を受けられるようにすることを求めています。

地すべりの波及的影響は、いまも日々の暮らしや長期的な発展の機会に影を落としています。今日に至るまで、20人以上が住まいを失ったままです。自力で移住した人もいますが、そのような手段をとることのできない人々は、いつまた命に関わる地すべりが起きるかとおびえながら、毎日を過ごしています。地すべり以降の貧困の深刻化により、生き残った子どもたちの多くが学校に通えなくなり、家庭内暴力が増え、生存者は精神的・心理的な影響に苦しんでいます。

権利に基づく適応の枠組みは、政府に対し、予見可能な脅威を特定し、脆弱性を評価し、リスクにさらされている人々を保護し、適切な措置を実施することを求めています。しかも、そのすべてを、影響を受けるコミュニティと協議しながら進めなければなりません。これを怠れば、法的手段に訴えられ、争われるケースが、今後ますます増える可能性があります。

ウガンダの状況は、適応ファイナンスの重要性も浮き彫りにしています。低所得国の政府は、気候リスクを認識できても、保護措置を実施するのに十分な国内資源を配分できない場合があります。この緊張関係があるからこそ、国内で果たすべき義務、他国に適応のための資金援助を求める責務、そしてグローバル・ノース諸国が資金と適応の面で支援するという国際法上の義務が、互いに深く結びつくことになります。

今後、気候変動適応に関する訴訟では、実施上の不備に焦点が当てられる場面が増えるかもしれません。科学的証拠が充実し、気候変動の影響がいっそう顕在化するにつれ、世界各国の政府が既知のリスクを前に、相当の注意をもって行動したかどうかについて、裁判所の判断が求められることになるでしょう。したがって、適応策の不備は、気候変動に関する説明責任を追及するための根拠として、ますます重みを増しています。

実例：日本における「適応」：気候変動適応法

気候変動は、世界各国と同様、日本国内でも様々な影響をもたらしています。最高気温が35°C以上の猛暑日や集中豪雨・ゲリラ豪雨など、極端な気象現象の増加は、熱中症や感染症といった健康被害、洪水や土砂災害といった自然災害につながり、市民の暮らしを直撃します。さらに、屋外作業のリスク、生産設備やインフラの損傷、農産物の品質低下など、産業・経済活動への深刻なダメージをもたらします。気候変動が進めば、こうした影響は、より深刻化することが避けられません。

これらの被害を防ぎ、軽減すること――つまり、気候変動への「適応」を主な目的として、日本では2018年、「気候変動適応法」（以下、「適応法」といいます。）が施行されました。この法律によって、日本では、国、地方自治体、事業者、そして国民が連携して適応策を推進するための法的な枠組みが作られました。

政府は、適応法に基づき、農林水産業や防災、健康、産業・経済活動など幅広い分野での基本方針になる気候変動適応計画を策定しなければなりません[3]。計画では、高温に強い農産物の開発・普及など、それぞれの分野ごとに具体的な適応策が示されます。近年、熱中症での死者数が増加傾向にあることから、2023年には、熱中症対策をより推進するために、適応法が一部改正され、危険な暑さを知らせる「熱中症特別警戒アラート」の発表や[4]、アラート発表時に暑さから避難できる「クーリングシェルター」の創設などの取り組みが始まりました[5]。

地方自治体では、農業や防災、経済などの各分野で、適応に向けた興味深い独自の取り組みが見られます。最近の注目事例としては、東京都が2025年に発行した都債「TOKYOレジリエンスボンド」があります。世界初のレジリエンスボンドとして「気候債券イニシアチブ」（CBI）から認証を受けており、調達資金は、豪雨に対応するための護岸や調整池など中小河川の整備、高潮被害を防ぐための堤防等の強化、暴風雨による電柱倒壊を防ぐための電線地中化など、気候変動への適応策にあてられます。2026年10月22日には２回目が発行されました。

事業者も、適応の重要な担い手です。気候変動は企業活動にも大きな影響を及ぼしており、事業者に関係する適応策として、サプライチェーンの多重化など自社に影響する気候リスクの管理や、適切な情報開示等が想定されています[6]。

一方、温室効果ガスの排出削減など、気候変動の原因を抑える「緩和」に比べ、適応についての国民の認知度は低く、大きな課題となっています。内閣府が2025年に実施した「気候変動に関する世論調査」[7]によると、気候変動への「適応」という言葉と、その取り組みをいずれも知っていたのは、わずか1割強にとどまっていました。この数字は、2020年の調査時と、ほとんど変わっていません。さらに、世論調査では、実際に適応を実践するにあたって、コストへの不安や情報不足、効果がわからないといった課題を感じている国民も多いことが明らかになりました[8]。

気候変動の影響がますます顕在化している今日において、その被害を最小化するためには、国民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。日本政府や自治体には、引き続き、適応策への国民の理解を深める取り組みが求められています。

3　気候変動適応法第7条
4　気候変動適応法第19条
5　気候変動適応法第21条
6　環境省、「気候変動適応法 逐条解説」（2018）、29-30頁（2026年11月19日に閲覧）
7　内閣府、「気候変動に関する世論調査（速報）」、10頁（2026年11月19日に閲覧）
8　同上、16頁

実例：スペインの子どもと妊婦を暑さから守る適応策

2026年、暑さこそが欧州で最も深刻な気候リスクの一つになりつつあることが、誰の目にも明らかになりました。熱波は、短期間に多くの人々に深刻な影響を及ぼします。公衆衛生上の緊急事態を引き起こすことも多く、超過死亡や、社会・経済への連鎖的な影響をもたらします。

クライアントアースは、スペインで暑さへの適応策に取り組んでおり、適応義務が現実にどう機能するのかを示すことを目指しています。スペインは、今世紀に入って熱関連死亡率が欧州で最も大きく上昇した国となっています。

妊婦は、体温を調節する能力が低下するため、暑さによる被害を特に受けやすい状態にあります。母体がさらされる気温が1°C上昇するごとに、流産や死産のリスクが27〜42%高まります。乳児や2歳未満の子どもも、重度の脱水、熱疲労、熱射病を起こしやすくなります。

都市部の劣悪な住宅で暮らす妊婦や乳児にとって、極端な暑さの影響はきわめて深刻で、尊厳ある生活を送る権利、健康への権利、十分な生活水準への権利をはじめとする基本的な権利まで脅かしています。予防的適応策を拡大しなければ、今後数十年のうちに、流産、死亡、疾病が急増します。また、極端な暑さで健康を損ない、治療を必要とする人々が増えることに伴い、公的支出や医療費が膨らみ、甚大な経済的損害が生じます。

公衆衛生の専門家は、気温上昇が健康に及ぼす影響についての理解を深めつつありますが、暑さが人体にどのような害をもたらすのかは、社会一般にはまだ十分に認識されていません。当局は、気候変動による死亡や健康被害を防ぐための適応策を、人権に関する自らの責務とは捉えていません。したがって問われているのは、リスクが存在するかどうかではなく、政府がリスクに対してどのような措置を講じるべきであるかです。

極端な暑さに対しては、エビデンスに基づく解決策が、分野を超えて数多く存在します。低コストのものから多額の投資を要するものまで幅広く、何百万人もの命を救うことができます。政府が実施できる、確立された適応策には、女性に確実に届くよう特別に設計された熱中症早期警報システム、大気汚染の削減、家庭での冷房の無償提供または費用補助、地域の暑熱避難施設、公衆衛生キャンペーン、労働者の保護、都市の緑化、建築物の断熱、緊急対応体制、影響を受けやすいグループへの的を絞った支援などがあります。こうした解決策は、大規模かつ迅速に実施する必要がありますが、現状ではそうなっていません。

実例：トルコにおける適応

地中海地域は、気候変動の影響を最も受けやすい地域の一つです。この地域に位置するCOP31の開催国トルコは、すでに、干ばつ、火災、洪水などの極端な気象現象という形で、温暖化の影響に直面しています[9]。こうした影響は、今後、さらに頻発し、深刻化すると予想されています。気候変動は、トルコ全土で人命を奪い、住まいを破壊し、生計を脅かしています。クライアントアースは、トルコの主要な環境NGO・市民団体のネットワーク「Climate Network Türkiye」の一員として、気候変動に関する法制度とガバナンスの改善に取り組んでいます。

トルコ各地で、戦略的訴訟やアドボカシー活動を通じて、環境と暮らしを守ろうとする動きが広がっています。人々が政府を相手取って争っているのは、不十分な気候目標[10]、化石燃料への補助金の継続[11]、そして汚染度の高い石炭関連施設に環境上の義務を免除させている適用除外[12]です。また、実効性のある移行に必要な説明責任と長期的な方向性をもたらす、強固な気候法の制定も求めています[13]。こうした取り組みの根底にあるのは、気温がわずかでも上昇するごとに、気候変動の影響は激しくなり、適応の機会は狭まるという単純明白な現実です[14]。

トルコ各地の人々は、海洋での粘液（通称「海の鼻水」）の発生、湖の干上がり、数万ヘクタールの森林を焼失させた森林火災、農地を脅かす鉱山開発などに直面しながら、気候変動に対する第一の防衛線となる生態系を守るために立ち上がっています。その動きは、アドボカシー活動の広がりや戦略的訴訟に表れています。保護対象の湖が湖面のほぼすべてを失ったことを受け、漁業協同組合が起こしたマルマラ湖訴訟も、その一つです。この訴訟は、コミュニティが、自然と自分たちの生計の両方を守るために、裁判所に訴える動きを強めていることを示しています[15]。マルマラ湖の事例は、環境の劣化がレジリエンスをどのように損なうかを示しています。生態系の機能が失われると、脆弱性が高まり、生計基盤が弱まり、適応能力が低下するおそれがあります。したがって適応には、コミュニティのレジリエンスと生態系の保護の両方に取り組む、統合的なアプローチが必要です。

自然を基盤とした解決策には、大きな可能性があります。湿地の再生、森林の保護、流域管理、生物多様性の保全は、いずれもレジリエンスの向上に寄与すると同時に、より幅広い環境上の便益をもたらします。

9 IPCC, 2023: 政策決定者向け要約（『気候変動2023：統合報告書』所収）。IPCC第6次評価報告書に対する第I、第II、第III作業部会の寄与［コア執筆チーム、H. Lee および J. Romero（編）］。IPCC、スイス・ジュネーブ、pp. 1-34、doi: 10.59327/IPCC/AR6-9789291691647.001

10 https://www.iklimhaber.org/turkiyenin-emisyonlarini-artiracak-ulusal-katki-beyanina-dava/

11 https://iklimagi.org/yeni-tesvik-paketine-dair-iklim-agindan-aciklama-kamu-kaynaklari-sirketleri-degil-iscileri-korumali-iscilere-gelecek-garantisi-degil-sirketlere-gelir-garantisi/

12 https://temizhavahakki.org/danistay-buyuk-sanayi-tesislerine-cevresel-muafiyet-taninmasinin-onunu-acan-duzenlemeyi-durdurdu/

13 https://clientearth.org/latest/press-office/historic-turkish-climate-law-is-a-far-from-ideal-but-still-significant-step/

14 IPCC

15 https://www.climatecasechart.com/document/s-s-golmarmara-ve-cevresi-su-urunleri-kooperatifi-v-republic-of-turkiye-ministry-of-agriculture-and-forestry-manisa-directorate-of-provincial-agriculture-and-forestry_63ce

結論

気候災害の時代が到来しました。いま問われているのは、各国がそれにどう備えるか、ただそれだけです。気候変動は、発展の道筋、財政、人間の健康や幸福を左右しています。適応を、気候ガバナンスの中心に据えなければなりません。

経済分析によれば、何もしないことのコストが増大していることは明らかです。法律や裁判をめぐる動向は、政府には、予見可能な気候変動の被害から人々を守る明確な法的義務があることを示しています。国家には、気候変動への十分な適応措置を講じることが求められており、人権の枠組みは、影響を受けやすい人々を保護することの重要性を裏付けています。適応ファイナンスは、いまなお確保が難しい状況ですが、実施に不可欠です。気候変動の影響が増すにつれ、適応ファイナンスの重要性も増していきます。

COP31は、責任、実施、ファイナンスを軸とする、より強力な適応アジェンダを確立する機会となります。適応は法的義務であり、法的義務として受け止められなければなりません。同時に、経済的にも不可欠であり、発展していく上での至上命題でもあります。

生き延びるには適応が必要だということを、私たちは知っています。今年、多くの国や地域を襲った甚大な被害を通じて、それを目の当たりにしました。いま根本的に問われているのは、人々と地球を守るという法的義務を果たすために、政府が必要な規模で行動するかどうかなのです。



国家には気候変動適応策を加速させる法的義務があります

COP31ブリーフィング

ClientEarth

Pierre Cannet
グローバル広報・政策責任者
pcannet@clientearth.org

Emmanuel Hanley-Lloyd
グローバル広報・政策マネージャー
ehanley-lloyd@clientearth.org

ClientEarthは、非営利の環境法律団体です。ClientEarthは、イングランドとウェールズで登録された保証有限責任会社（登録番号02863827）および慈善団体（登録番号1053988）、登録事務所 The Joinery, 34 Drayton Park, London, England, N5 1PB、ベルギーで登録された国際非営利団体ClientEarth AISBL（登録番号0714.925.038）、ドイツの非営利有限責任会社ClientEarth gGmbH（HRB 202487 B）、ポーランドの登録財団Fundacja “ClientEarth Prawnicy dla Ziemi”（KRS 0000364218、NIP 7010254208）、スペインで登録された代表団体 Fundación ClientEarth Delegación en España （NIF W0170741C）、米国501（c）（3）の登録団体ClientEarth US（EIN 81-0722756）、中国の支社ClientEarth Beijing Representative Office（登録番号G1110000MA0095H836）、日本における登録子会社、一般社団法人クライアントアース（法人番号6010405022079）、そしてオーストラリアにおける登録子会社および保証有限責任会社ClientEarth Oceania Limited（法人番号664010655）です。

Climate action through the law